

軽自動車・バイクの廃車や名義変更は早めに済ませましょう

軽自動車税は、4月1日に軽自動車（軽四輪・バイク・小型特殊自動車など）を所有している人に課税される税金です。

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の軽自動車税（種別割）が月割になったり、還付されることはありませんので注意してください。廃車や名義変更などの手続きは早めに済ませましょう。なお、納税通知書は毎年5月中旬に送付し、納期限は5月末日までとなります。

▶問い合わせ先 税務課市民税班（☎内線 171）

▶必要な手続き ※次の事例に該当する場合は速やかに手続きを行ってください

事例	必要な手続き
①他人に譲った・他人から譲ってもらった	新しい所有者へ名義変更
②所有者が亡くなった	廃車手続き、もしくは新しい所有者へ名義変更
③解体業者に依頼して解体した	ナンバープレートや車検証を返納し、廃車手続
④市外に住所が変わった（軽四輪など）	車検証の記載事項変更
⑤市外に住所が変わった（原動機付自転車など）	島原市ナンバーを返納し、転居先でナンバー交付申請

▶受付場所 ※車種によって受付場所が異なるので注意してください

車種区分	受付場所
原動機付自転車（ミニカー含む）	税務課市民税班（☎内線 171）
小型特殊自動車（農耕作業用、その他）	※市民窓口サービス課、有明支所、三会出張所でも受付可
軽四輪（乗用、貨物）	全国軽自動車協会連合会 長崎事務所
軽二輪（125cc 超～250cc 以下）	（☎ 095-838-3244）
二輪の小型自動車（250cc 超）	長崎運輸支局（☎ 050-5540-2083）

春季火災予防運動



火災は、人の生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。日頃から、「火の用心」を心がけ、住宅用火災警報器を設置するなど住宅防火に取り組みましょう。

3月1日（日）～
3月7日（土）

「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

（令和元年度全国統一防火標語）

▶住宅用火災警報器について

全ての家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

火災を早期に発見し大切な家族の命を守るために、必ず設置しましょう。

また、住宅用火災警報器の電池が切れたり、ほこりが付いたりすると、煙を感知しない場合があります。半年に一度は掃除し、定期的に作動点検を行いましょう。

なお、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。



▶問い合わせ先 島原地域広域市町村圏組合消防本部 予防課（☎ 62-5857）